

みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺

京田辺市次世代育成支援行動計画

平成22年度～平成26年度
(後期計画)



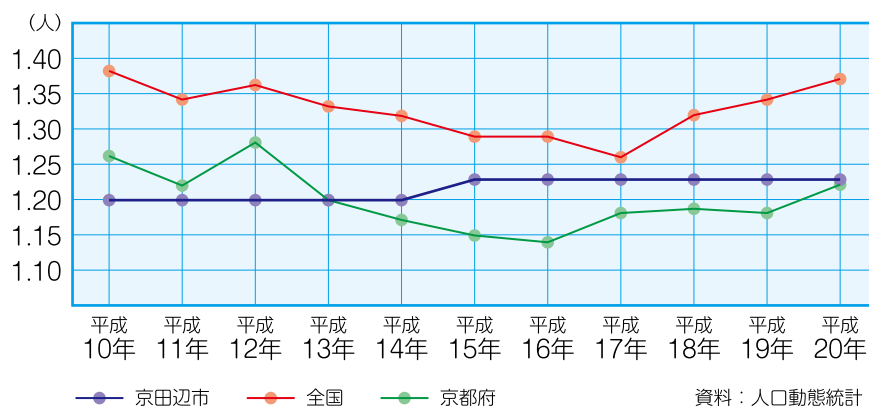
平成22年4月
京田辺市

◆計画の背景と目的

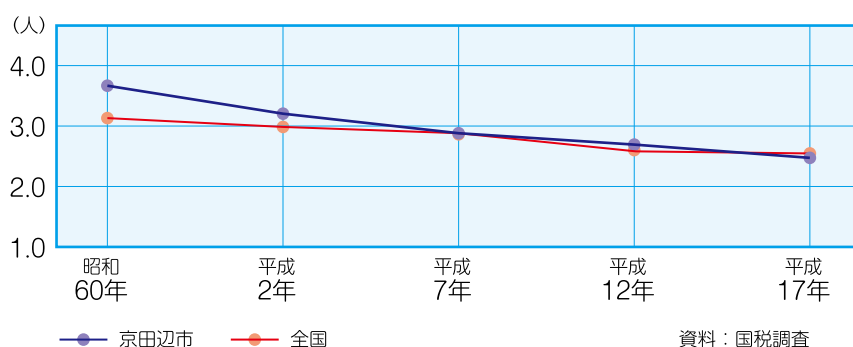
わが国における少子化の進行は、子どもたち自身や子どもたちを取り巻く社会環境に様々な影響を及ぼすとともに、将来の社会経済や社会保障制度等にも、深刻な影響を与えることが懸念されることから、国では少子化の流れを変え、さらに一段の対策を進めるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定、すべての地方自治体と従業員100人を超える企業に行動計画の策定が義務付けられました。本市においても、平成17年3月に「京田辺市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、この間、さまざまな子育て支援策に集中的・計画的に取り組んでまいりました。

このたび、5年間の前期計画の評価及び見直しを行い、平成22年度からの5年間について、さらに次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境づくりを推進するために、「京田辺市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

合計特殊出生率の推移



1世帯あたり人員の推移



◆計画の期間

計画の期間は、次世代育成支援対策推進法に基づく平成17年度から10年間の内の後半期である、平成22年度～26年度の5年間とします。

◆ 1. 基本理念

明日を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことは、将来の社会を支え、発展するために欠かせないものです。急速な少子化、価値観の多様化や核家族化、都市化の進展に伴う人間関係の希薄化など、大きく変化している時代背景のもと、京田辺市では、家庭や地域の温かいまなざしと支援の中で、子どもたちが成長していく輝きが、世代を超えてすべての市民を結び、それによって明るい未来が描けるまちを目指します。

みんなで子育て 子どもきらきら 京田辺
—子どもの輝きが、すべての市民を結ぶ—



◆ 2. 基本目標

子どもを
育てる喜びが
実感できる
環境づくり

安心して出産・子育てができるように、母子保健サービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報提供や多様な保育サービスの充実に努めるなど子育ての不安感や負担感の解消を図り、子育てを支えるさまざまな環境づくりを進めるほか、次代の親となる子どもに対する健康づくりに取り組みます。

また、子どもを産み育てることの重要性や男女が共に子育てし、子育ての喜びを共有するという意識の醸成に努めます。

子どもが
笑顔にあふれ、
健やかに育つ
環境づくり

子どもが夢を持ち、調和のとれた人間として健やかに成長することを目指して、学校、家庭、地域が相互に連携して、健康な心身を育成し、自ら考え、判断する力や豊かな人間性、生きる力を育む環境づくりを推進します。

また、子どもを保護の対象としてのみ捉えるのではなく、権利の主体としてその人権が尊重されるよう、子どもの人権に関する教育・啓発活動を学校や地域などさまざまな場や機会を通じて推進するとともに、虐待やいじめなど子どもの人権侵害に対する予防、相談、支援体制の充実を図ります。

子どもが
安心して暮らし、
育つことができる
環境づくり

地域における子育て支援活動の充実を支援するとともに、世代間の交流、親同士の交流等を推進します。

また、ゆとりを持ち安心して子どもを育てるためには、生活環境の整備も重要であることから、豊かな自然環境の活用と保全等を進めるほか、都市基盤の整備においても、安心や安全の面から子どもや子育てにも配慮した取組みを進めるとともに、子どもたちを犯罪や事故から守るための取組みを進めます。

◆施策の内容は…

子どもを育てる喜びが実感できる環境づくり



(1) 母と子の健康づくり支援

① 母子の健やかな心と身体の育成支援

- 妊婦・周産期の母子保健事業の推進
- 乳幼児期の健康診査事業の推進
- 乳幼児期の訪問指導の推進（こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業の推進）
- 乳幼児期の相談事業の推進
- 感染症予防対策の充実
- 京田辺市健康増進計画の策定及び実施
- 絵本にふれる機会の充実
- リフレッシュのための事業促進
- 健康情報システムの充実
- 子どもの事故防止、救急対応等の教育及び情報誌の作成

② 保育所、幼稚園、小・中学校における健やかな身体の育成支援

- 保育所における児童の健康づくり
- 小・中学校における児童・生徒の健康づくり
- 幼稚園における児童の健康づくり

③ 食育の推進

- 母子保健事業における食育事業
- 児童館における食育事業
- 保育所、幼稚園、学校における食育事業
- 健康づくり事業における食育事業
- 地域における食育事業

④ 思春期からの健康づくり支援

- 思春期～青年期の健康づくりの支援
- 子育てセミナー
- 小・中学校における児童・生徒の健康づくり

⑤ 医療体制等の充実

- 子育て支援医療費の助成
- 小児慢性特定疾患日常生活用具の給付
- 医療体制の整備・充実のための働きかけ
- 関係機関との連携強化
- 自立支援医療給付事業
- 母子家庭医療費助成事業

(2) 子育てに係る意識啓発及び情報提供の充実

① 子育てに係る意識啓発の推進

- 男女共同参画に係る啓発
- 地域子育て井戸端会議
- 広報広聴の充実
- 子育ての学習機会の充実
- 将来における少子化や子育てに係る関心の喚起
- 児童虐待防止に係る啓発
- 地域子育て支援拠点事業の推進
- 相談事業の充実

② 子育てに係る情報提供の充実

- 子育てに係る情報提供体制・方法の充実

③ 次代の親育成の推進

- 育児体験の推進
- 明日の親となるための子育て理解講座



(3) 仕事と子育ての両立支援

① 仕事と子育ての両立を図るための支援策の推進

- ファミリー・サポート・センター事業の推進
- 一時保育事業の推進
- 病児・病後児保育事業
- 子育て短期支援事業
- 留守家庭児童会の充実

② 多様で弾力的な保育サービスの充実

- 各種保育サービスの充実
- 保育所の計画的施設整備
- 放課後児童対策の推進
- 幼稚園における保護者支援

③ 男女の共同子育ての推進

- 第2次京田辺市男女共同参画計画の策定と事業の推進
- 意識啓発の推進

④ 事業所への啓発等の推進

- 事業所への啓発

子どもが笑顔にあふれ、健やかに育つ環境づくり

(1) 心身を健やかに育む子育て環境の充実

① 保育・教育環境の充実

- 意見発表等の機会の充実
- 国際化・情報化等の社会の変化に対応する教育の推進
- 保育・教育内容や活動施設の充実
- 学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進

② 子育てに関する相談体制の充実

- 民生児童委員・主任児童委員への活動支援
- 児童福祉施設等における相談の実施
- 学校等における相談体制の充実

③ 不登校等への対応の推進

- 子どもへの相談支援（カウンセラー等専門家の支援）

④ 子どもの健全育成体制の充実

- 教育活動の充実
- 幼稚園、保育所と小学校の連携の推進
- 小・中学校の連携強化
- 社会体育活動に係る情報提供
- 各種スポーツ教室・大会等の実施
- スポーツクラブ等の育成
- 野外活動センターの運営の充実
- 運動公園施設の設備の充実等
- 青少年関係団体の育成・支援

⑤ 創造性を育む体験学習の充実

- 自然の中での体験学習の充実
- ふるさと体験学習の推進
- 図書館事業の推進
- 国際交流の推進

⑥ 子どもの居場所づくりの推進

- 児童館事業の推進
- 豊かな人間性を育む教育の推進
- 子どもの居場所づくりの推進
- 放課後子どもプランの充実

⑦ 子育てに伴う経済的支援

- 各種手当の支給による支援
- 子育て支援医療費の助成
- 不妊治療費助成
- 保育、教育費用の負担軽減

(2) 子どもの人権擁護の推進

① 子どもの権利に関する啓発

- 人権意識の高揚
- 子どもの権利、児童福祉の理念の周知
- 人権教育の充実

② 障がい児施策等の充実

- 京田辺市障害福祉計画
- 自立支援医療給付事業の推進
- 留守家庭児童会の充実
- 各種手当等の支給による支援
- 発達相談指導員による発達相談
- 障がい児保育・教育等の推進
- 学校施設のバリアフリー化

③ ひとり親家庭への支援

- 民生児童委員・主任児童委員への活動支援
- 母子家庭医療費助成事業
- ひとり親家庭の日常生活支援
- 各種手当の支給による支援
- ひとり親家庭の交流促進
- 職業技能訓練給付事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 女性相談・男性相談

④ 外国人家庭や帰国子女への支援

- 世界に開かれたまちづくりの推進

(3) 子どもの虐待防止対策の推進

① 虐待防止のネットワークの推進

- 要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 虐待通告の対応体制の強化
- 他機関との連携による見守り体制強化

② 相談事業の推進

- 各種健診における相談
- 各種発達相談における相談
- 家庭児童相談室での相談
- 地域子育て支援センター等での相談
- 保育所における相談事業
- 児童館における相談事業
- 幼稚園における相談事業
- 学校における相談
- 民生児童委員・主任児童委員による相談
- 女性相談・男性相談

③ 訪問事業の推進

- 保健師等による訪問
- 家庭相談員による訪問
- ヘルパーによる訪問

④ 意識啓発の推進

- 市民に対する広報・啓発
- 子育て関係者等に対する啓発

⑤ 虐待防止のための体制整備

- 研修の充実
- 子育て短期支援事業
- 集団生活における支援



子どもが安心して暮らし、育つことができる環境づくり



(1) 地域における子育て支援の推進

① 地域の教育力・社会力の向上

○生涯学習人材バンク ○子育てセミナーの開催 ○ふるさと体験学習の推進 ○子どもの居場所づくりの推進

② 地域における世代間交流等の推進

○高齢者等との交流の推進 ○ふるさと体験学習の推進

③ 地域における子育て支援団体等の活動の充実

○民生児童委員・主任児童委員による子育て支援事業への支援 ○市民活動の支援 ○子ども会育成事業の推進
○子どもの遊び場情報誌の作成

④ 仲間づくり、子育て支援のネットワークづくりの推進

○仲間づくりの支援 ○育児サークルの支援

⑤ 学校等における地域との交流の推進

○地域に開かれた保育事業の推進 ○学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進

⑥ 大学との連携の推進

○学力の充実・向上と個性を生かす教育の推進 ○子どもの遊び場情報誌の作成



(2) 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

① 豊かな自然環境の活用と保全

○京田辺市都市計画マスタープランの改訂及び実施 ○水と緑のネットワークの推進
○京田辺市環境基本計画に基づく総合的な環境施策の推進 ○自然体験活動等の促進 ○循環型社会の構築
○京田辺市の文化を次世代に受け継ぐ事業の推進 ○緑化の推進

② 子どもの遊び場・交流の場の充実

○体育館・運動施設の開放 ○公園の新設、整備等 ○身近な遊び場の整備
○まちづくり事業での配慮（三山木地区特定土地区画整理事業関係）

③ 安心・安全の生活環境の確保

○京田辺市都市計画マスタープラン改訂及び実施 ○施設の安全対策 ○道路整備 ○登下校時の安全対策
○地域の防犯パトロール支援 ○子ども緊急避難場所等の指定 ○まちづくり事業での配慮 ○防災対策の推進
○あんしん歩行エリア整備事業計画 ○地域での防犯対策の充実 ○交通安全対策の充実
○放置自転車対策の充実 ○安心・安全教育の推進 ○有害環境対策の推進

④ 子育てバリアフリーの推進

○京田辺市バリアフリー基本構想策定及び実施 ○福祉のまちづくりの推進 ○まちづくり事業での配慮



◆計画を推進するために・・・

後期行動計画は、前期行動計画の実績をふまえ、残された課題及び新たな課題に基づき、今後、集中的、計画的に取り組んでいくことが重要であり、本計画を効果的に進めるためには、家庭、地域、職場（企業）そして行政が共通認識の下、互いに連携して取り組んでいく必要があります。

1 計画の進捗状況を公表します。

現に子育てに関わっている市民や子育て家庭だけではなく、京田辺市全体が、子どもの視点に立った子育て支援や乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識し、積極的に関わることができるように、計画の進捗状況を市民に公表し、次世代育成支援の趣旨の周知・啓発を図っていきます。

2 地域の子育て関連組織等との連携を図ります。

子どもにとって、地域社会は日々充実した健全な生活を営んでいく上での重要な場です。そこで、民生児童委員や地域の子育て関連組織、ボランティア等との協力・連携を進め、地域社会全体で相互に支え合う「地域で子育て」の推進を図ります。

3 推進組織を設置します。

計画の推進に当たっては、庁舎内の関係部署が連携し、調整を行うことにより、計画の総合的推進を図るとともに、市民や関係団体、有識者で組織する「京田辺市次世代育成支援推進協議会」を設置し、毎年度、計画の進捗状況の点検や検討を進めます。





京田辺市次世代育成支援行動計画（後期）

概要版

- 編集・発行 京田辺市保健福祉部こども福祉課
〒610-0393
京都府京田辺市田辺80番地
TEL.0774-63-1122(代)